

優先順位を付す際の指標

申請自治体内における整備事業においては、以下の指標を参考に優先順位を付すとともに、障害児施設等においては、当該都道府県並びに市町村の障害児福祉計画に位置づけられているか及び「障害児施設等において留意すべき事項について」との整合性が保たれているかを確認されたい。

- ア 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備（耐震化のための改築、老朽化による改築等）を行うもの
- イ 災害による停電時に電源確保の必要性が高い施設において非常用自家発電設備の整備を行うもの
- ウ 災害による断水時に、飲料水・生活用水の確保の必要性が高い施設において給水設備の整備を行うもの
- エ 洪水浸水想定区域（水防法第十四条）等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設において水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの
- オ 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）の改修整備を行うもの
- カ 国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うもの
- キ ウイルス感染症等の感染拡大を防止する観点から、障害児入所施設において多床室の個室化改修等を行うもの
- ク 平成 25 年 12 月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備を図るもの
- ケ アスベストの除去等の整備を図るもの
- コ 利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島等においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの
- サ 障害児施設等においては、「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について（留意事項）」（平成 19 年 12 月 26 日医政総発第 1226001 号、雇児母発第 1226001 号、障障発第 1226001 号、保医発第 1226001 号）を踏まえた医療型障害児入所施設の整備を図るもの
- シ 障害児施設等においては、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るもの
- ス 障害児施設等においては、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 116 号。以下「基本指針」という。）を踏まえ、重症心身障害児及び医療的ケア児が、身近な地域で支援を受けられるように障害児通所支援の充実を図るもの
- セ 文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの
- ソ 利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの
- タ 児童福祉施設等においては、別に定める「評価基準算定要領」により算定したポイントの高いもの